

コンプライアンス推進に関する基本方針

一般財団法人 四国産業・技術振興センター
総務企画部

1. 目的

当財団は、社会からの信頼と評価を確保するために、当財団の事業活動に関連するすべての法令の遵守、社会規範の尊重および倫理の徹底に努め、コンプライアンスを推進する。

2. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス最高管理責任者、統括管理責任者、管理責任者の配置

理事長をコンプライアンス最高管理責任者とし、コンプライアンス推進実務の統括管理責任者（専務理事）を置くとともに、各部長を管理責任者として、コンプライアンスを推進する。

(2) コンプライアンス推進事務局

コンプライアンス推進に関する事務局を総務企画部に置く。

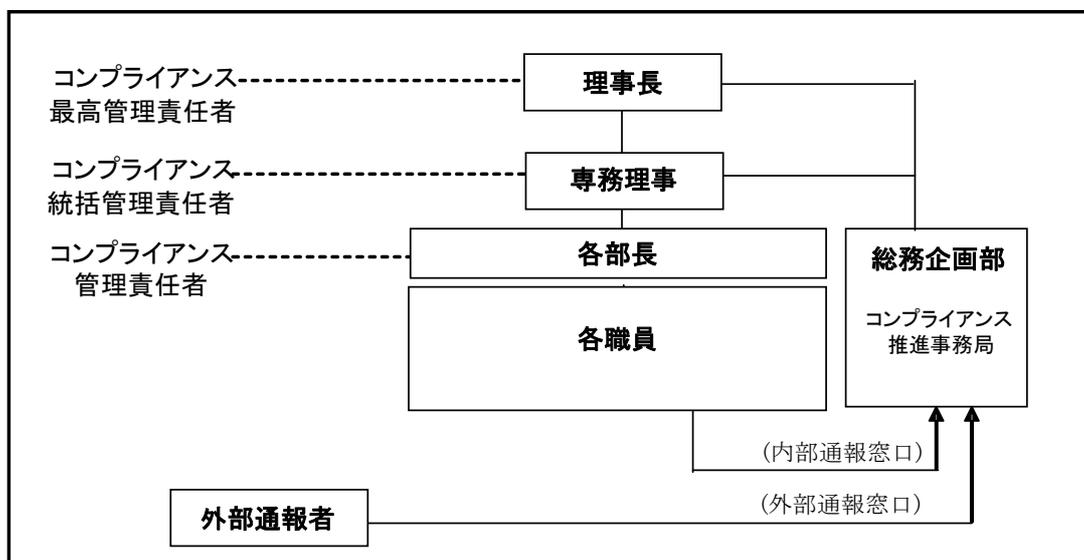
(3) 内部通報窓口の設置

職員からのコンプライアンス違反に関する通報を受け付ける窓口を総務企画部に設置し、自浄作用による不正等の早期発見・是正に努める。

(4) 外部通報窓口の設置

外部からの法令違反、不正行為等に関する通報を受け付ける窓口を総務企画部に設置し、不正等の早期発見・是正に努める。

<体制図>



(5) 職員向け研修の実施

職員のコンプライアンス意識の向上を目的として、コンプライアンス研修を実施する。

2. 行動規範

当財団の役員および職員は、地域経済の発展への寄与を目的とする機関に勤務する者としての自覚と意識をもって職務に当たるとともに、規程・基準類を遵守する。

また、役員・管理者が先頭に立ってコンプライアンスの取り組みを推進するとともに、職員一人ひとりがコンプライアンス意識を持って業務に取り組み、良好な風土づくりを目指す。

3. 内部統制機能

当財団は、適正かつ効率的な業務運営を目指し、会計監査人による監査および監事による監査に加え、役員・管理者は、規程・規則等で定めた内部決定プロセスが確実に実施されていることを確認することにより、内部統制機能を確保する。

以上